誓約書

川崎市長　様

申請者　主たる事務所の所在地

名称

代表者氏名

　公開空地等の活用に関する要綱（以下、「要綱」という。）第４条第２項の規定による地域活性化団体の登録申請を行うに当たり、公開空地等の活用について以下の内容を順守することを誓います。

１　要綱第４条第３項の規定により登録された内容に基づいて適切に公開空地等を活用します。

　２　要綱第４条第３項の規定により登録された内容に変更があったときは、要綱第６条の規定により直ちにその旨及びその内容を市長に届け出ます。

３　市長から要綱第８条の規定による報告を求められた際には遅滞なく報告します。

４　団体が解散した場合又は活用する公開空地等として登録された場所において地域活性化活動を行わなくなった場合には、その日の翌日から起算して３０日以内に、その事実を市長に届け出ます。

　５　公開空地等の活用が、恒久的に認められたものではないことを理解しています。市長から要綱第９条の規定による地域活性化団体登録抹消の通知があったときは、直ちに公開空地等の活用を取りやめます。

　６　地域活性化活動を行う１４日前までに、要綱第１１条の規定により当該活動の運営計画を市長に報告します。

７　要綱第１２条の規定により毎年度の活動実績を記載した書類を当該年度終了後１月以内に市長に提出します。

　８　周辺への影響に十分配慮するとともに、周辺住民等から活動に対する意見を頂いた場合には団体の責任において真摯に対応いたします。

　９　日常自由に通行できる通路幅を確保し、歩行者等の自由な通行や利用を阻害しません。朝夕の通勤時間帯など通行する歩行者が多い時間帯については、ファーニチャーを撤去するなど、特に配慮いたします。

１０　法令により禁止されている活動及び公序良俗に反する活動は行いません。

　１１　政治活動及び宗教活動に関する催事は行いません。

　１２　安全面に十分配慮して公開空地等を活用します。公開空地等の活用による事故が起こった場合でも、要綱の運用に関することについて市が一切の責任を負わないことを理解しており、団体の責任において対処いたします。